



重点指導段階への切り替え判断基準

①又は②のいずれかに該当

- ① 指導票による指導を2回連続不履行
- ② 指導票による指導不履行に加え、次のいずれかに該当
 - ・違反状態が悪化
 - ・周辺の自治会や個人などから苦情が発生
 - ・重点指導対象履歴のある行為者
 - ・別事案で指導対象となっている行為者

行政処分段階への切り替え判断基準

①又は②のいずれかに該当

- ① 計画の履行状況について、次のいずれかに該当
 - ・着手予定から1ヶ月を超えて未着手
 - ・計画期間の1/2時点における撤去量が全体計画量の25%未満
 - ・計画期間中、1ヶ月間進捗がない
- ② 行為者に指導事項履行の意思がない
 - (例) 連絡がつかない
 - 約束を反故にする
 - 改善に必要な重機等を引き上げる

命令発出の判断基準

- ・勧告で指導した内容の遅延や不履行
 - (例) 作業のペースが下回る
 - 期限までに未着手、未完了

○ ○
情報収集・連携等のためのチーム
事案検討・見極め・助言(主幹・廃棄物対策指導監等)
緊急事案には、タスクフォース

18条の報告徴収・19条の立入検査

※上記指導手順は標準的なものであり、緊急を要するものなど、これによらない場合もある。